

入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第740号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年2月20日

2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西23丁目2番5号 S.D.C北12条ビル2階
札幌市中央区土木部維持管理課事務係（電話011-614-5800、FAX 011-614-5843）

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 中央区中部地区市設街路灯修繕業務
- イ 中央区西部地区市設街路灯修繕業務
- ウ 中央区南部地区市設街路灯修繕業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書、設計書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(4) 履行場所

- ア 中央区中部地区（別添 市設街路灯修繕業務位置図参照）
- イ 中央区西部地区（別添 市設街路灯修繕業務位置図参照）
- ウ 中央区南部地区（別添 市設街路灯修繕業務位置図参照）

(5) 入札書の記載方法

総価による。なお、総価とは、入札書と割印をした単価内訳書の各工種に見積もった各単価に市が提示した年間予定数量を乗じた額の合計額をいう。ただし、契約は、単価内訳書記載の全ての工種に対する単価契約とする。入札書及び単価内訳書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」、または中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、小分類「電気機械器具保守・修理業」に登録されている者であること。

(3) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」で登録されている者であること。

(4) 北海道電力ネットワーク(株)の引込線・計測器工事施工会社の認定を受けている者であること。

(5) 街路灯修繕業務を履行するために必要な装備能力等として、次の各号を満たす者であること。

- ① 高所作業車等を所有していること、または、契約期間中常時リース等により確保できること。
- ② 高所作業車等の運転免許を有し、作業を行うための技能講習を修了している者を契約期間中配置できること。

(6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札の日時及び場所

ア 中央区中部地区市設街路灯修繕業務 令和7年3月6日(木) 10時00分

イ 中央区西部地区市設街路灯修繕業務 令和7年3月6日(木) 10時30分

ウ 中央区南部地区市設街路灯修繕業務 令和7年3月6日(木) 11時00分

場所：札幌市中央区維持管理課内会議室

(札幌市中央区北12条西23丁目2番5号 S.D.C北12条ビル2階)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成、併せて単価内訳書を作成して入札書に添付し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)するか、持参又は送付により提出すること。(入札書と単価内訳書には割印を押印すること。)

上記の単価内訳書については、中央区ホームページ(下記アドレス参照)よりダウンロードすること。

<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r6/20250220/index.html>

持参又は送付により提出する場合にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年3月6日(木)〇〇時〇〇分開札「中央区〇〇地区市設街路灯修繕業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年3月5日(水)16時00分までに提出しなければならない。(〇〇については上記5-(2)による)

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年3月6日(木)〇〇時〇〇分開札「中央区〇〇地区市設街路灯修繕業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年3月5日(水)16時00分までに送付しなければならない。(〇〇については上記5-(2)による)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年2月27日(木)13時00分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年3月3日(月)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、中央区ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず中央区ホームページ上に同様の質問およびその回答が掲載されていないかを確認すること。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、

当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

- ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額（年間予定数量に基づき算定した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類を、下記7のとおり、別紙3「一般競争入札参加資格確認申請書」とともに提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者

のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別紙3参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

契約書(案)のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参又は送付により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(9) 積算に使用している追加単価等について

本業務に係る費用の積算にあたり、積算に使用された追加単価(札幌市で公表されている資材単価と月刊「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)及び「積算資料」(財団法人経済調査会発行)に掲載されている単価以外)については、次のとおり閲覧に供する。

公表の方法

ア 公表場所: 中央区土木センター(中央区土木部維持管理課管理一係)

イ 公表方法: 閲覧用ファイル(契約担当部局にお問い合わせください)

(注意事項)

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではない。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出について

上記6(3)ウによる入札参加資格の審査に係る書類については、別紙3「一般競争入札参加資格確認申請書」とともに、以下の書類を添付書類として提出すること。

- ・ 競争入札参加資格認定通知書
- ・ 入札参加資格（4）を証明できる書類の写し
- ・ 入札参加資格（5）に関する「入札参加資格に関する申立書」（様式F）
- ・ 組合員名簿（入札参加資格（7）に該当する場合）
- ・ その他任意提出書類